



当法人が行う「法人後見・法人後見監督事業」

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 原田 洋幸

1. はじめに

当法人は、当法人の目的である「高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与すること」を達成するために、公益目的事業の1つとして、当法人自らが成年後見人等^{*}に就任し、その事務を行う「法人後見・法人後見監督事業」を行っている。

*成年後見人等とは、①成年後見人、保佐人及び補助人（以下「法定後見人」という。）②任意後見人及び財産管理人等③成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「法定監督人」という。）④任意後見監督人及び任意代理監督人のことを指す。

私は、当法人がその目的を達成するために、当法人自らも成年後見等に就任し事業を展開していることを誇らしく思う。

2. 当法人自らが成年後見人等に就任する事案

当法人は、すでに全国で6万件を超える事件について、8,000名を超える当法人の会員（司法書士法人も含む）が就任しており、会員自らが成年後見人等に就任することを原則としつつ、以下に記載する一定の要件のもと、例外的に当法人自らが成年後見人等に就任している。当法人自らが成年後見人等に就任する事件のうち一事件でも不正等が生じた場合には、当法人の存続にも影響を及ぼすことも考えると、当法人自らが成年後見人等に就任することには慎重にならざるを得ないということもある。

(1) 法定後見人

当法人の会員を含め個人で法定後見人に就任することが困難な事由がある事案で、家庭裁判所、自治体等の関係機関から特に要請を受けた公益的な事案について、当法人自らが法定後見人に就任している。その対象となる事案は、概ね次の4つがある。

- ①暴力等危害を加える可能性の高い関係者がいる事案
- ②事件本人に他害性・自傷性がある事案
- ③管理する財産が広範囲におよび、多数の事務担当者が必要となる事案
- ④その他の公益的な事案

(2) 法定監督人

当法人の会員が法定後見人に就任している事件のうち、本人が一定の高額の資産を保有していることを理由に家庭裁判所から監督人選任の依頼を受けた事案について、当法人自らが法定監督人に就任している。

以前は、当法人の会員については、当法人の指導監督体制の有意性に鑑みて、本人が保有する資産の多寡を理由に監督人が付されることは無かった。しかし、当法人の会員による度重なる不祥事により、平成28年から事件本人の流動資産が概ね1億円を超える場合に、当法人の会員であっても監督人を選任する運用が東京家庭裁判所で始まった。一般的に、監督人は弁護士・司法書士である個人が選任されるが、そうすると当法人の会員は、当法人への業務報告に加えて監督人への報告も行わなければならないことになる。そこで、当法人が自ら監督人となることにより、会員は従前通りにLSシステムで業務報告を行い監督を受けることで（ただし、預金通帳等の原本確認を要する点は通常の業務報告とは異なる）報告の負担が少なくなり、また当法人としても統一した指導監督を行うことができるようになった。この運用が始まった当初は、当法人の会員が法定後見人に就任している事件に当法人自らが法定監督人に就任することについて、おてもりとなる虞があるとして当法人の監督機能に懐疑的な見方もあったが、現在ではそのような声を耳にすることもなく信頼を得ているものと思慮する。

(3) 任意後見人、財産管理人

当法人自らが、任意後見契約、財産管理等委任契約及び死後事務委任契約を結ぶことによって、任意後見人、財産管理人に就任するものであるが、当法人が公益社団法人となって以降は、それ以前に契約した事案を除き、公益性の観点から新たな契約を行っていない。

(4) 任意代理監督人

当法人の会員が任意後見契約と共に締結する財産管理等委任契約において、当該委任契約が発効する際に、当法人が任意代理監督人に就任する事案である。この運用は、現在、東京支部と広島県支部においてのみ行われている。

(5) 任意後見監督人

任意後見契約は、家庭裁判所による任意後見監督人の選任により発効する。以前は、任意後見契約書に「任意後見監督人は当法人を選任して欲しい」旨の記載がある場合や任意後見監督人の選任申立書の候補者欄に当法人を記載した場合であっても、当法人が任意後見監督人に選任されていなかつたが、家庭裁判所の運用の変化等により、特に東京家庭裁判所における事案で、当法人へ就任の要請がある事案について、当法人が任意後見監督人に就任している。

なお、家庭裁判所から任意後見監督人の就任の要請があった場合、任意後見受任者たる会員の名簿登載の有無や当法人への業務報告状況等を勘案して、就任の可否を判断している。

3. 任意後見監督の今後

現在、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中で任意後見制度についても見直しに向けた検討が行われている。その中で、任意後見監督人の事務負担を軽減する方向で任意後見監督事務を標準化する規定を整備した上で、任意後見監督人の報酬についても行政の報酬助成の対象となることを明確にし、公の機関や公的な団体が簡易かつ低廉な監督事務を行うことができる環境を整備すべきであるとも提言されている。現在は当法人の会員が任意後見人に就任している事案に限り、当法人が任意後見監督人に就任をしているが、制度促進のためには任意後見契約の半数以上を占める親族が任意後見人に就任している事案についても、当法人が任意後見監督人に就任することが必要となるかもしれない。

4. おわりに

以上が、当法人が行う「法人後見・法人後見監督事業」の概略である。

法人が成年後見人等に就任する場合であっても、事務を行うのは生身の人間（以下「事務担当者」という。）である。各事案のご本人も全国各地で生活していることから、成年後見人等の事務を行うにあたっては当法人の各支部に頼らざるを得ない。法定後見においては法人の携帯電話の貸出しや受任者たる当法人の法人名と携帯電話番号のみを記載した名刺を作成しているが、受任支部に意思決定機関としての委員会の設置や、事務担当者を孤立させない支援・指導監督する体制が不可避であり、チームで対応する必要がある。更に、最終の意思決定は本部の法人後見（監督）委員会であり、本部の委員会への委員派遣をしていただくことなどにより、本部と支部とのスムーズな連絡・意思疎通が重要となる。

最後に、当法人の法人後見事業に、現在ならびにこれまでに事務担当者として携わっていた会員及び所属支部関係者の皆様に、あらためてこの場をお借りして感謝を申し上げる。

リーガルサポート会員数8,695名 / 全国司法書士会員数24,050名 入会率36%

支部別 会員数及び入会率一覧表

2022年11月1日現在

支部名	司法書士			司法書士法人			支部名	司法書士			司法書士法人		
	L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率		L S	司法書士会	入会率	L S	司法書士会	入会率
札幌	92	516	18%	0	19	0%	石川県	87	197	44%	2	3	67%
函館	10	36	28%	0	4	0%	富山県	56	145	39%	0	3	0%
旭川	27	70	39%	0	2	0%	大阪	847	2,468	34%	31	138	22%
釧路	11	82	13%	0	1	0%	京都	266	588	45%	12	27	44%
宮城	115	329	35%	4	16	25%	兵庫	506	1,045	48%	5	27	19%
ふくしま	83	267	31%	0	7	0%	奈良	88	212	42%	1	4	25%
山形	69	155	45%	0	0	-	滋賀	121	237	51%	1	14	7%
岩手	50	135	37%	4	8	50%	和歌山	35	165	21%	0	1	0%
秋田	60	112	54%	1	2	50%	広島県	236	533	44%	11	23	48%
青森	33	121	27%	1	5	20%	山口	55	223	25%	0	3	0%
東京	1,520	4,513	34%	73	298	24%	岡山県	143	372	38%	0	18	0%
神奈川県	491	1,246	39%	17	64	27%	鳥取	41	90	46%	0	3	0%
埼玉	339	953	36%	10	46	22%	しまね	10	104	10%	0	3	0%
千葉県	310	769	40%	3	38	8%	香川県	80	182	44%	0	2	0%
茨城	104	332	31%	0	4	0%	徳島	53	138	38%	0	5	0%
とちぎ	83	234	35%	2	7	29%	高知	58	115	50%	0	5	0%
群馬	122	296	41%	1	8	13%	えひめ	96	239	40%	2	7	29%
静岡	238	490	49%	15	26	58%	福岡	444	1,021	43%	4	40	10%
山梨	51	131	39%	0	3	0%	佐賀	47	125	38%	1	10	10%
ながの	128	367	35%	4	5	80%	長崎	61	151	40%	0	5	0%
新潟県	106	295	36%	7	17	41%	大分	46	170	27%	0	5	0%
愛知	391	1,306	30%	11	76	14%	熊本	149	330	45%	2	15	13%
三重	90	239	38%	2	5	40%	鹿児島	142	315	45%	1	6	17%
岐阜県	102	328	31%	3	8	38%	宮崎県	70	163	43%	1	4	25%
福井県	37	121	31%	3	5	60%	沖縄	59	224	26%	2	10	20%
						合 計	8,458	22,995	37%	237	1,055	22%	

* リーガルサポートの会員数は、10月6日第3回理事会の日を基準としております。